

## 団体登録の手引

### 要件の確認

次の表のうち○のある事項をすべて満たす団体のみ登録できます。

下記要件を参照の上、登録できるか確認してください。

| 要件   |   |
|------|---|
| チェック |   |
|      | 和光市に在住する構成員が5人以上いること  |
|      | 地域活動団体・市民活動団体・公益法人等（財団法人・社団法人・学校法人・社会福祉法人・医療法人）で、政治的、宗教的、営利的な活動をしていないこと |
|      | 主たる事務所が和光市内にあること  |
|      | 定款、規約、会則等があること  |

### 申出書及び添付書類の作成、提出

団体登録申出書（両登録共通）に必要事項を記載し、以下の書類を添付して、和光市市民協働推進センター（総合福祉会館3階）まで直接お申込みください。

| 添付書類   | 団体登録 |
|--|------|
| 定款・規約・会則等（団体の目的・名称・主たる事務所の所在地等が必ず記載してあるもの）                 | ○    |
| 構成員名簿（氏名及び住所が記載してあるもので、登録事項「会員数」と同じ人数分のもの。5人以上であれば役員名簿でも可） | ○    |

※ 申請様式は和光市市民活動推進課又は和光市市民協働推進センターで配布しているほか、「和光市市民活動支援サイト わこう わいわいネット」（<https://opencity.jp/wako/>）からもダウンロードできます。

別途、「和光市市民活動支援サイト わこう わいわいネット」の登録を希望する場合は、申込に必要な書類を2部提出してください。サイト上では、イベント情報やボランティア募集情報を掲載することができ、簡易的な団体のホームページとしてご利用いただけます。

### 登録決定通知及び登録事項の公表

申出を頂きましたら、内容について確認し、その適否について後日お知らせします。

(おおむね申出の日から1週間程度かかります。)

また、登録事項については「和光市市民活動支援サイト わこうわいわいネット」等により一般に公開します。なお、登録決定した団体については、市の「団体登録台帳」に登載します。

### 登録事項の変更・団体の解散・登録の取り消し

以下の事由があった場合は速やかに各届出書を提出してください。

- 登録事項に変更があった場合は→登録事項変更届出書
- 団体を解散した場合は→解散届出書

また、各登録団体において各要件を満たさなくなった場合は、市は当該登録を取り消すものとなります。

### その他注意事項

- この登録は、市の公証を与えるものではありません。
- この登録は、市から委託事業や協働提案の採択を確約するものではありません。

### 書類の提出先及び問い合わせ先

和光市 市民活動推進課 協働推進担当（市庁舎6階） TEL 048-424-9120

和光市市民協働推進センター（総合福祉会館3階） TEL 048-467-0823

各様式は「和光市市民活動支援サイト わこう わいわいネット」（<https://opencity.jp/wako/>）でもダウンロードできます。